

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定対策計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 被災者台帳の作成・利用	本部班、現地調査班、市民相談班、福祉班
2 税等の減免等	現地調査班
3 災害弔慰金等の支給	福祉班
4 生活福祉資金等の貸付け	福祉班
5 郵便物の特別取扱い等	日本郵便株式会社
6 雇用の確保	物資班、成田公共職業安定所
7 公共料金の特例措置	各公共機関
8 災害公営住宅の建設	本部班
9 災害応急資金の融資	物資班、住宅班
10 義援金の保管及び配分	福祉班
11 被災者生活再建支援金の支給	福祉班
12 健康保険や介護保険における対応	福祉班
13 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援	教育班、福祉班

1 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

本部班、現地調査班、市民相談班及び福祉班は、被災者への支援を漏れなく行うために、罹災台帳や住民基本台帳等を統合し、被災者の被害状況、支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(2) 被災者台帳の利用

被災者台帳は、次のいずれかに該当すると認めるときに各班が利用する。

1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき

市民相談班は、台帳情報の提供について本人から申請があった場合は、不当な目的の場合を除いて情報提供を行う。

2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき

各班は、担当する被災者援護対策に漏れや重複等がないか台帳情報で確認し、必要な措置を講じる。

3) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への支援に必要な限度で利用するとき

市民相談班は、他市町村へ避難した市民の台帳情報を当該市町村に提供する。

2 税等の減免等

現地調査班等は、印西市税条例、千葉県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期

限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

具体的には、国税の特別措置、地方税の特別措置等が対象となる。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出または納付もしくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

3 災害弔慰金等の支給

福祉班は、災害弔慰金等の支給を行う。

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷しまたは疾病にかかり、治癒後に精神または身体に著しい障がいがある市民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 市災害見舞金の支給

「印西市災害見舞金支給要綱」（平成2年告示第20号）に基づき、地震、暴風、豪雨、その他の異常な自然災害または火災により被害を受けた者に対し市災害見舞金を支給する。

4 生活福祉資金等の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金（生活の安定・住宅の補修等）を印西市社会福祉協議会が窓口となり貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

また、母子家庭や寡婦を対象としては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据え置き、延長、償還金の支払い猶予等の特別措置を講ずる。

5 郵便物の特別取扱い等

日本郵便株式会社は、災害救助法が適用された場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

〈郵便事業における措置〉

1) 郵便関係

① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

② 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて郵便物の料金免除を実施するものとする。

2) 災害時における窓口業務の維持

3) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 雇用の確保

成田公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

また、未払い賃金立替制度等の支援制度についても紹介等を行う。

〈職業安定所の職業の斡旋〉

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施

③ 職業訓練受講指示または職業転換給付金制度等の活用

④ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

7 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた市民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

8 災害公営住宅の建設

大規模災害により住宅を失った被災者のうち低額所得者は、災害により特に住宅に困窮する状況におかれることが想定される。このため、本部班は、「公営住宅法」（昭和26年法律第193号）に基づく「災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等」に係る制度をより積極的に利用することにより、災害公営住宅の迅速かつ的確な供給を図ることができるよう、国、県等に協力を要請する。

また、独立行政法人都市再生機構等の公的団体に対しても被災者に対する優先的な住宅の供給を要請する。

9 災害応急資金の融資

物資班及び住宅班は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について市民に周知する。

(1) 災害復興住宅融資

住宅の建設または購入及び自宅の補修の場合に住宅金融支援機構が融資を行う。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定のため、「天災融資制度」、「株式会社日本政策金融公庫による貸付制度」、「災害復旧貸付」、「高度化事業」及び「経営安定保障」等、復旧に必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、印西市商工会等との連携を図り広報等を行う。

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業に対する災害の応急復旧に係る各種農業金融制度について周知する。

(4) 宅地防災工事資金の融資

災害によって宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、崩壊または危険な状況にあると宅地が判断され、改善勧告または改善命令を受けた被災者を対象に宅地防災工事資金の融資が行われる。

10 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入れと保管

市に送付された義援金は、福祉班で受け付け、記録されたものを会計課が一括して指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受け付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

11 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）、千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（以下「県要綱」という）及び印西市被災者生活再建支援事業実施要綱に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

市は、法の適用により県から支援金の支給に関する事務の一部を委託された場合、及び県要綱による適用が決定された場合は、以下の基準に基づき支給の手続きを実施する。

(1) 法による支援金の対象となる自然災害

暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合。

- 1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号に該当する被害が発生した市町村に

おける自然災害

- 2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - 3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - 4) 上記1) または2) に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害
 - 5) 上記3) または4) に規定する都道府県に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
 - 6) 上記3) または4) に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満にあつては2世帯以上）における自然災害
- (2) 県要綱による支援金の対象となる自然災害及び市町村
自然災害により被害を受け、法の適用にならない次のいずれかに該当する市町村。
- 1) 被害が発生した連たんする複数の市町村の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第1に定める数以上ある場合
 - 2) 本県の区域内で住宅が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第2に定める数以上あつて、被害が発生した連たんする複数の市町村の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第3に定める数以上ある場合
 - 3) 被害が発生した連たんする複数の市町村において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上ある場合
- ※1)、2)の滅失した世帯数の算定は、住家が半壊または半焼等の世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態の世帯は3世帯をもって、それぞれ1の世帯とみなす
- ※(2)のいずれにも該当しない場合で、知事が特に必要と認めたとき
- (3) 対象となる被災世帯
対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。
- 1) 住宅が全壊した場合
 - 2) 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
 - 3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯
 - 4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (4) 被災者生活再建支援金の支給額
支給額は「住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）」と、「住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）」の合計額となる。

〈対象世帯別支給限度額（1世帯あたり2人以上）〉

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③	
全壊世帯・半壊等解体世帯	100万円	住宅を建設・購入する世帯	200万円	300万円
		住宅を補修する世帯	100万円	200万円
		住宅を賃借する世帯	50万円	150万円
大規模半壊世帯	50万円	住宅を建設・購入する世帯	200万円	250万円
		住宅を補修する世帯	100万円	150万円
		住宅を賃借する世帯	50万円	100万円

同一の自然災害により2以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①+②のうち最大額のもの=③とする。

〈対象世帯別支給限度額（単身世帯の世帯主）〉

	基礎支援金①	住宅の再建方法に応じた支援金（加算支援金）②	合計③
全壊世帯・半壊等解体世帯	75万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	225万円
		住宅を補修する世帯 75万円	150万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	37.5万円	住宅を建設・購入する世帯 150万円	187.5万円
		住宅を補修する世帯 75万円	112.5万円
		住宅を賃借する世帯 37.5万円	75万円

1.2 健康保険や介護保険における対応

福祉班は、災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

また、国民健康保険税、介護保険料等の減免措置・猶予等を行う。

1.3 被災した家庭の児童・生徒及び園児等への支援

福祉班及び教育班は、災害によって被害を受け就学や保育等に係る費用の全部または一部を負担することができないと認めるときは、児童扶養手当等の特別措置、小・中学校等の就学援助措置、保育料の減免措置、高等学校授業料減免措置、大学等授業料等減免措置、特別支援教育就学奨励金の支給、緊急採用奨学金の支給等を実施する。

第2節 生活関連施設の復旧

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害復旧事業	各班
2 国の財政援助等	各班

1 災害復旧事業

市は、国及び県と連携して災害の再発生を防止し、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び県が全部または一部を負担しまたは補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部または一部を負担し、または補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担または補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防、地すべり、急傾斜、道路、港湾、海岸、下水道、漁港の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突提、護岸、胸壁）の復旧作業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用
予防接種法	臨時に行う予防接種

第2節 生活関連施設の復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害復興計画の策定	企画財政班
2 災害復興の目標と計画項目	各班

1 災害復興計画の策定

東日本大震災の経験、教訓を活かして、地震により被害を受けた地区の計画的な復興を目指し、再び地震による被害を最小限にとどめるためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプラン等について、住民により培われた地域文化や歴史を十分にふまえ、そこに住む人々の合意形成を図りつつコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、災害復興計画を策定する。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律や被災市街地復興特別措置法等が適用された場合には、それらの制度を活用して災害復興を推進する。

2 災害復興の目標と計画項目

災害復興にあたっては、災害復興本部及び復興委員会を設置し、市・市民・事業所で協力して行う。

目標となる項目は次のとおりである。

- (1) 暮らしの復興
- (2) 都市の復興
- (3) 住宅の復興
- (4) 産業の復興
- (5) 心の復興

さらにこれらの目標を達成するには、事前に次のような考え方、あるいは合意形成などを準備しておく必要があるため、今後これらの検討を推進し、迅速な復興ができるように体制を整える。

- (1) 暮らしの復興
 - ① 地域コミュニティの再生
 - ② 被災した児童・生徒及び園児等への支援体制の確立
 - ③ 就労支援及び雇用創出の推進
 - ④ 子育て支援サービス提供体制の確立
 - ⑤ 地域の活性化支援の推進
 - ⑥ 地域医療体制再生への支援

第3節 災害復興

- (2) 都市の復興
 - ① 現状復旧ではなく将来をふまえた安全で魅力があるまちづくり
 - ② 公共土木施設の防災機能強化したまちづくり
 - ③ 交通ネットワークの機能の再生、強化
 - ④ 上下水道施設等ライフラインの機能再生と将来の災害を見据えた強化
 - ⑤ がれきの処理
 - ⑥ 被災地整理
- (3) 住宅の復興
 - ① 共同住宅が被災した場合の建替え等に関する合意形成への支援
 - ② 住宅再建支援体制の確立
- (4) 産業の復興
 - ① 農林水産業の持続可能な体制確立への支援
 - ② 商工業の再生及び成長支援
 - ③ まちににぎわいを取り戻すPR活動の推進
- (5) 心の復興
 - ① 助け合いができるまちづくり
 - ② 将来に希望が持てる支援策の充実
 - ③ 被災した経験による心の痛みを分かち合えるコミュニティの構築
 - ④ ふるさとの再生を実感できるまちづくり